

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ	公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	429	○道路の供用開始 (山城北土木事務所)	433	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 ()	430	○地方自治法に基づく徴収事務の委託 (教育庁管理課)	〃	
○救急病院である旨の告示 (医療課)	431	○一般競争入札の実施 (入札課)	〃	
○地方自治法に基づく収納及び支出の事務の委託 (水産課)	432	○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (山城広域振興局)	436	
○道路の区域変更 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所)	〃	正 誤		
		○令和6年6月7日付け京都府公報第517号中	〃	

告 示

京都府告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社SOAR	訪問看護	訪問看護ステーションSOAR	宇治市五ヶ庄梅林59 ハイネス幸B棟102号室	令 6. 3. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ねむの木	訪問看護	あおぞら訪問看護ステーション宇治	宇治市小倉町西山81	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アップサイクル・ジャパン	訪問看護	訪問看護ステーションレジリエンスラボ	宇治市大久保町久保23の16 メイクス久保101号	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社絆	訪問介護	訪問介護きくよ	宇治市宇治乙方43	〃
特定非営利活動法人兆し	〃	ヘルパーステーションまごころ	八幡市橋本平野山12の3	〃

株式会社miccle	訪問看護	訪問看護ステーションひなた	宇治市五ヶ庄新開9の2 宇治アロームⅡ101号室	6. 4. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人洛和福祉会	訪問看護	洛和会訪問看護ステーション亀岡千代川	亀岡市千代川町小林北ン田13の29	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
お松合同会社	訪問看護	お松訪問看護ステーション	亀岡市篠町広田2丁目27の7 エミネス亀岡A棟102号室	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社R&M	訪問看護	訪問看護ステーションやまと	木津川市加茂町駅東1丁目3の3	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社ケアプレス	訪問介護	ヘルパーステーションケアプレス宇治	宇治市槇島町南落合73の2	〃
合同会社Laughnec t	〃	訪問介護事業所あいりす	城陽市長池北清水50の2 Fビル403号室	〃
社会福祉法人長岡京せいしん会	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム天神の杜	長岡京市天神二丁目3の10	〃
株式会社オレンジ	訪問介護	訪問介護まごのて長岡京	〃 今里川原7の55	〃
株式会社ニチイケアパレス	〃	ニチイライフケア長岡京訪問介護事業所	〃 今里更ノ町18	〃
合同会社松本リハビリ研究所	訪問看護	訪問看護ステーションしずちゃんハウス	与謝郡与謝野町字弓木1	6. 4. 15
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社佑真コーポレーション	訪問看護	訪問看護ステーションゆうま	亀岡市三宅町1丁目2の3	6. 5. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
合同会社YUZU	訪問介護	ケアステーションゆず	亀岡市篠町森東垣内14	〃



京都府告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社Be Brave	訪問看護	訪問看護ステーションビブレ長岡京	長岡京市神足北川原1の8	令 6. 2. 29
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
医療法人宝寿会	訪問看護	医療法人宝寿会訪問看護ステーションひなた	宇治市五ヶ庄新開9の2 宇治アロームⅡ101号室	6. 3. 31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アクア・コード	訪問介護	介護ステーション千鶴会	与謝郡与謝野町字男山212の1 RSⅡビル2-E	〃
社会福祉法人丹後大宮福祉会	介護予防訪問入浴介護	おおみや苑訪問入浴	京丹後市大宮町口大野295	〃
一般社団法人コロボ・サポート京田辺	訪問介護	ホームヘルプセンター「コロボ・サポート京田辺」	京田辺市興戸下ノ川原66の3 アデプト興戸108	〃
社会福祉法人大樹会	訪問看護	訪問看護ステーション梅の木	舞鶴市字安岡小字中山1076	6. 4. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人みねやま福祉会	介護予防短期入所生活介護	総合老人福祉施設はごろも苑	京丹後市峰山町長岡2093	〃
株式会社オアシス	訪問看護	訪問看護ステーションこころ城陽	城陽市平川茶屋裏36 グリーンサム壺番館1211	6. 5. 31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
一般財団法人療道協会	訪問看護	訪問看護ステーションにしやま	長岡京市今里五丁目1の1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社オアシス	訪問看護	訪問看護ステーションこころ	木津川市相楽台5丁目8の2の103	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
伊藤屋食品株式会社	訪問介護	ヘルパーステーション伊藤屋	長岡京市野添2丁目13の1 アルカサル幸101号室	〃
医療法人社団千春会	〃	せんしゅんかい訪問介護センター上植野	向日市上植野町上川原1の5	〃



京都府告示第311号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院	宇治市槇島町石橋145	令 6. 5. 31	令 9. 5. 30



京都府告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納及び支出に関する事務を委託した。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 俊 隆

指定 番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
4	京都府信用漁業 協同組合連合会	舞鶴市字下安久無番地	京都府沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和54年京都府告示第838号）第1条の2第2号に規定する沿岸漁業改善資金の貸付金、償還金及び違約金	令 6. 3. 22	令 6. 4. 1



京都府告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年6月18日から令和6年7月2日まで縦覧に供する。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 俊 隆

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 名田庄綾部線
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
綾部市故屋岡町谷ノ下47の2 から	前	最小 6.6 m	169.0 m
		最大 8.2	
綾部市故屋岡町谷ノ下21の1 まで	後	最小 6.6	
		最大 9.3	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 京都八幡木津自転車道線

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京田辺市田辺外島5の5地先 から 京田辺市田辺外島9の2地先 を経て 京田辺市田辺外島13地先まで	前	最小 40.5 m	111.0 m
		最大 56.9	
京田辺市田辺外島5の5地先 から 京田辺市田辺外島9の2地先 を経て 京田辺市田辺外島13地先まで	後	最小 40.5	111.0
		最大 56.9	
京田辺市田辺外島5の5から 京田辺市田辺外島8の1を 経て 京田辺市田辺外島13地先まで		最小 5.0 最大 10.7	108.6

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年6月18日から令和6年7月2日まで縦覧に供する。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 京都八幡木津自転車道線

3 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
京田辺市田辺外島5の5から 京田辺市田辺外島13地先まで	令和6年6月20日

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
38	株式会社大原総合花き市場	宇治市伊勢田町西遊田90の1	京都府立桂高等学校の生産製作品に係る売払代金	令 6. 4. 1	令 6. 5. 20
39	丸寿青果株式会社	木津川市山城町上狛日詰20	京都府立木津高等学校の生産製作品に係る売払代金	〃	6. 5. 9

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- 購入物品の名称及び数量
簡易型電子線量計 一式
- 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月21日（金）

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

- 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和6年6月18日（火）から令和6年7月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「薬品・理化学機器類」一小分類「計測・理化学機器」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年7月29日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年7月30日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年7月30日（火）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「簡易型電子線量計 一式（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100

分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Simplified electronic dosimeter 1 set

(2) Bidding method

Online procurement bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, June 18, 2024 to Friday, July 12, 2024 (except for Sundays and Saturdays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, July 29, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, July 30, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by post

5:00 PM on Monday, July 29, 2024

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, July 30, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス榎島店
宇治市榎島町本屋敷13番2ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年1月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,336平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
 - ア 駐車場の収容台数
59台
 - イ 駐輪場の収容台数
30台
 - ウ 荷さばき施設の面積
52.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和6年5月29日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

正 誤

令和6年6月7日付け京都府公報第517号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
402	左	下から6	6年監査公表第3号	6年監査公表第4号